

「道の駅」大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、佐賀市が発注する「『道の駅』大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務」（以下「本業務」という。）を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2. 業務内容

（1）業務名

「道の駅」大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務

（2）業務内容

別紙「『道の駅』大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

（3）業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（4）委託上限額

3,489,200円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 提案参加要件

（1）参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 法人格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 業務提案書の提出期限までの間、佐賀市から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次に掲げる項目のいずれにも該当する者ではないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 複数事業者による提案

上記（１）を満たす 1 事業者を代表事業者として、複数事業者が連携して提案することも可能とする。この場合、代表事業者は上記（１）の全てを満たし、その他の構成事業者は上記（１）の②から⑦までを満たすものとする。

なお、佐賀市は代表事業者とのみ委託契約を締結するものとし、その他の構成事業者が業務を実施する場合は、代表事業者からの再委託として取り扱う。本業務全体の進行管理及び取りまとめについては、代表事業者が責任を負うものとする。

(3) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1 つの提案のみとする。

(4) 業務の再委託

佐賀市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

(5) 他の提案者の構成事業者等となることの禁止

既に提案者又はその構成事業者若しくは再委託事業者となっている者は、他の提案者の構成事業者又は再委託事業者となることはできない。

4. スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和 8 年 9 月 29 日（火）
質問の受付	令和 8 年 10 月 8 日（木）17 時まで [必着]
質問の回答	令和 8 年 10 月 14 日（水）[予定]
参加表明書の提出	令和 8 年 10 月 20 日（火）17 時まで [必着]
業務提案書の提出	令和 8 年 10 月 27 日（火）17 時まで [必着]
審査（プレゼンテーション等）	令和 8 年 11 月 9 日（月）又は 10 日（火）[予定]

審査結果の通知	令和 8 年 11 月中旬 [予定]
業務委託契約の締結	令和 8 年 11 月中旬 [予定]

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第 1 号）

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 8 日（木） 17 時まで [必着]

(3) 提出方法

- ① 電子メールにより質問書を提出すること。
- ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（「道の駅」大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務）」と入力すること。
- ③ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。
- ④ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(4) 提出先

佐賀市農林水産部農業振興課

[E-mail] nogyoshinko@city.saga.lg.jp [TEL] 0952-40-7116

(5) 回答方法

- ① 質問に対する回答は、質問を集約の上、令和 8 年 10 月 14 日（水）を目途に、佐賀市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称その他質問者を特定できる情報は公表しない。
- ② 質問内容に不明な点等がある場合は、質問者に対して電話等により確認を行う場合がある。

6. 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 2 号）
 - ② 法人登記に係る履歴事項全部証明書
 - ③ 市区町村税に滞納がないことを証明できる書類（所在市区町村が発行する完納証明書等）
 - ④ 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できる書類（納税証明書その 3 の 3）
 - ⑤ 誓約書（様式第 7 号）
- ※②～④については、参加表明書提出時の現状を証明するものであり、かつ、発行後 3 か月以内のもの（写し可）に限る。
- ※令和 6 年度～8 年度 佐賀市物品購入等競争入札参加資格者一覧表 [物品購入・

役務の提供」に掲載されている事業者については、②～④の提出を省略することができる。

※複数事業者が連携して提案する場合は、代表事業者以外の構成事業者についても、上記③、④及び⑤の書類を提出するものとする。なお、その他参加資格の確認に必要な書類について、佐賀市が提出を求める場合がある。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火） 1 7 時まで [必着]

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市農林水産部農業振興課

※持参の場合は、農業振興課窓口にて、平日（土日祝日を除く。）9時から17時まで提出すること。

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格（一部）を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第 3 号）を送付する。

(7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（業務提案書等の提出）は、一切受け付けない。

7. 業務提案書の提出

(1) 提出書類

① 業務提案書（様式第 4 号）

② 企画書（任意様式）

(ア) 日本産業規格 A4 判片面印刷とする。図や表については、日本産業規格 A3 判片面印刷も可とする。

(イ) 仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画力及び専門性が分かる内容とすること。具体的には、下表の事項に基づき記載するものとし、文章を補完するために必要な概念図、表、イメージ図等を使用して、基本的な考え方を分かりやすく簡潔に記述すること。

(ウ) 企画書は、表紙及び目次を除き、A4 判換算で 20 ページ以内とする。なお、A3 判 1 ページは A4 判 2 ページとして換算する。

業 務 理 解 ・ 現 況 分 析	○本業務の目的及び施設の特性、現状・課題を踏まえ、業務提案の基本的な考え方について記載すること。 ○施設利用実態、売場構成、利用者動線、施設運営等の課題の把握及びリニューアル計画の検討に必要な調査・分析手法について記載すること。
リ ニ ュ ー アル 計 画	○リニューアル基本方針、施設内ゾーニング、平面レイアウト、利用者動線、什器配置、照明、サイン、施設イメージ等について、検討の考え方及び進め方を記載すること。
ユニバーサル デ ザ イ ン	○高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人観光客等、多様な利用者に配慮した施設づくりの考え方について記載すること。
観 光 案 内 ・ 情 報 発 信	○「道の駅」大和そよかぜ館を市内周遊及び地域内回遊の起点として機能させるための観光案内・情報発信機能の強化について、基本的な考え方を記載すること。
独 自 提 案	○本業務の目的達成に有効と考える独自提案について、その内容を具体的に記載すること。
実現可能性・ 業務実施体制	○既存施設の構造・設備、施設運営、工事中の営業への影響、事業費等を踏まえた提案内容の実現可能性について記載すること。 ○本業務を遂行するための実施体制、人員配置、担当者の役割等について記載すること。 ○業務の一部を再委託する場合は、再委託先及び役割分担を明確に記載すること。 ○業務全体のスケジュール、主要な検討段階における佐賀市との協議時期及び業務の進行管理について記載すること。

③ 業務実績表（様式第5号）

④ 費用見積書（様式第6号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

⑤ 積算内訳書（任意様式）

※上記④の見積に係る積算内訳が分かるものとする。

（2）提出部数

正本各1部、副本各7部（副本は複写可）

（3）提出期限

令和8年10月27日（火）17時まで〔必着〕

（4）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

（5）提出先

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

佐賀市農林水産部農業振興課

※持参の場合は、農業振興課窓口にて、平日（土日祝日を除く。）9時から17時まで提出すること。

（6）留意事項

- ① 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ② 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。
- ③ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画書を作成すること。

8 審査（受託候補者の選定）

（1）審査方法

- ① 審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により行う。
- ② 審査は、佐賀市に設置する「「道の駅」大和そよかぜ館魅力向上・機能強化トータルプランニング業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、選定委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。
- ③ 実施日程（予定）は、令和8年11月9日（月）又は10日（火）とする。
なお、実施日時、場所等の詳細は、別途連絡する。
- ④ プレゼンテーションは、1者につき30分（説明15分以内、質疑応答15分程度）を予定し、順次個別に行う。
- ⑤ プレゼンテーションの説明は、業務提案書に基づくものとする。
- ⑥ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を採ることを認める。この場合、モニターに投影する資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に5部提出すること。なお、当該資料は、企画書の内容の範囲を超えるものは認めない。
- ⑦ モニターは、佐賀市において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なとなるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ⑧ プレゼンテーションに出席できる人数は最大3名とする。
- ⑨ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、佐賀市の指示に従うこと。

（2）審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

（３）審査結果の通知

審査結果は、書面により、個別に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

９ 契約

- （１）受託候補者選定後、受託候補者は事務局と本業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとする。契約内容は、仕様書及び提出された企画提案内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、提出された費用見積書は契約金額を保証するものではなく、契約段階において改めて見積書の提出を求める場合がある。
- （２）協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- （３）契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、佐賀市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

１０ 失格

提案者が次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- （１）本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- （２）本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- （３）提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- （４）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （５）契約締結までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- （６）審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- （７）著しく信義に反する行為があったとき。

１１ その他留意事項

- （１）本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- （２）提出された企画書の返却はしない。
- （３）提出された企画書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画書の複製、保存等を

行う場合がある。

- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届(様式第8号)をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。

1 2 問い合わせ(事務局)

佐賀市農林水産部農業振興課

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

TEL : 0952-40-7116

FAX : 0952-40-7391

メール : nogyoshinko@city.saga.lg.jp